

■ Article (vol. 40) ■

会計参与制度の現状分析

ー各種アンケート調査を踏まえてー

日本大学法学部准教授 大久保 拓也

一 はじめに

会計参与(注 1)は、税理士会の強い要請(注 2)により、会社法(平成 17 年 7 月 26 日制定)に新たに導入された制度である。しかし、会社法施行(平成 18 年 5 月 1 日)から 4 年経つがあまり採用されていない(注 3)のはなぜであろうか。会計参与がなぜ活用されないのか、この問題についてアンケート調査をもとに実証的に分析しようとするのが本稿である。

本稿では、会計参与制度の導入状況を調査した 2 つのアンケート調査の分析を行い、実際にどのような役割を担っているかを考察する。その 1 つは会社法制定後間もない時期のものであり(後述二「『中小企業の会計についての実態調査』に関する報告」)、もう 1 つは施行後 2 年半経過してある程度制度の理解が進展した時期のものである(後述三「会計参与に関するアンケート結果報告」)。

(注 1) 会計参与とは、公認会計士(若しくは監査法人)または税理士(若しくは税理士法人)に、取締役・執行役と共同して、計算関係書類(会社法施行規則 2 条 3 項 11 号)を作成させる制度である(会社法 333 条 1 項、374 条 1 項、6 項)。

(注 2) 会計参与に就任できるものには中小会社と関係の深い税理士が含まれている。税理士は、税理士業務のほか、税理士の名称を使って、他人の求めに応じて、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業務として行ってきた(いわゆる記帳代行。税理士法 2 条 2 項本文)ところ、さらに進んで会計参与に就任すれば、会社の機関として中小会社の財務により深く関与することになる。そのため、この制度が導入されたのである。

(注 3) 会社法施行から 1 年経過後の平成 19 年 6 月時点では、まだ約 1000 社程度であり(日本経済新聞平成 19 年 6 月 21 日付夕刊 1 面)、その後、平成 21 年 9 月時点で 2500 件を超えたとされるが(吉田修平「金融機関は中小企業の計算書類を担保する会計参与を評価すべき」税理 52 巻 8 号(平成 21 年)2 頁参照)、中小会社の会社数に鑑みるとまだまだ導入は進んでいないといえる。

二 「中小企業の会計についての実態調査」に関する報告

まず、平成 19 年 3 月の三菱総合研究所「『中小企業の会計についての実態調査』に関する報告」(以下、実態調査という)(注 4)を検討する。これは、中小企業庁

が平成19年2月から3月にかけて、中小企業経営者に対して行ったアンケート調査である。会社法施行後10カ月頃であるから、まだ会計参与制度に対する認識が乏しい時点での調査である。対象となる中小企業（資本金1億円以下の会社が9割）から得られた4272件の回答をもとに作成されている。

これに加えて、会計参与の担い手となる税理士と公認会計士に対するアンケート調査も行われている（回答は前者から176件、後者から71件である）ので、これについても検討しておきたい。

1. 中小企業経営者の会計参与に対する意識

まず、中小企業経営者の側の会計参与に対する調査結果をみておく。会計参与への就任を依頼する側の意識を知ること、会計参与の導入を必要とするのはいかなる会社であるか、また、会計参与に対して何を期待しているかが明らかになるからである。

(1) 会計参与設置の必要性

実態調査を分析するにあたり注意しておかなければならないのは、そもそも会計参与の設置を必要とする会社であるか否かである。これには会社の経理事務部門をみることになる。なぜなら、(1) 会社の規模が小さく、事業主が経理も行うため独自の経理部門を設けていない会社においてはそもそも会計参与の設置は必要ないからである。逆に、(2) 会社の規模が大きく、経理部門のスタッフを相当数おくほか、監査役や会計監査人等監査部門も充実している会社についても会計参与を設置する必要性はあまりないであろう(注5)。結局、これらの間の規模の会社が会計参与設置の必要を検討すべき会社ということになる。

そこで、実態調査に協力した会社における事業主以外の計理財務担当者をみると、置かない会社もあるが(12.4%)、1人置くのが59.2%、2人~5人置くのが26.2%である(実態調査九頁)。

このような状況であるから、財務経理に関する事務を会社内部で行わず、会計専門家(税理士や公認会計士)に外注している会社が多い(実態調査10頁)。また決算書類に基づくデータを経営判断に活用している会社では、税理士からのアドバイスを受けており、その分析をより一層活用してゆく必要性を感じている会社も多い(実態調査15~16頁)。

これらのことに鑑みると、実態調査に協力した中小企業の多くは会計専門家を活用しているのであるから、さらに進んで会計参与の設置を要求する余地は十分あると考えられる。すなわち、中小企業は株式や社債を発行して市場取引による資金調達を行うのではなく、もっぱら金融機関からの借入れ(直接金融)に依拠しており、会計参与が導入されれば会社の財務体質が改善されれば会計参与設置会

社を対象とした融資商品を利用することができるからである(注6)。

(2) 会計参与制度の導入状況

もともと、実態調査によれば、会計参与の導入はあまり進んでいない(実態調査36頁)。

【図①：会計参与の導入状況】

既に導入	3.5%
今後導入する予定	2.0%
周囲の状況を見て考える	18.7%
導入は考えていない(有限会社を除く)	24.5%
知らなかったので検討していない(有限会社を除く)	27.8%
(特例)有限会社なので、制度に関係がない	16.5%
無回答	6.9%

会計参与を設置した(または設置を予定する)理由として、導入した会社の意見によると、「金融機関等に対する全般的な信用力を高めたい」(46.7%)、「取引先企業の信用を得たい」(34.5%)、「顧問公認会計士・税理士からの要望」(31.7%)、「先進的な取り組みをアピールしたい」(9.8%)、「金融機関の会計参与設置会社向け融資を利用したい」(5.8%)等である(実態調査37頁)。会計参与の導入によって会社の①金融機関や②取引先からの信頼性を高めようとする会社の要望を反映しているといえる。

しかし、図①にみられるように、あまり導入が進んでいないのが実態である。会計参与制度の導入を考えない理由としては、「現状に問題がない」(62.7%)、「効果が予測しにくい」(38.6%)、「制度の内容がよくわからない」(16.8%)、「税理士等に依頼した場合の費用負担が予想しにくい」(16.4%)、「適任者が見当たらない」(12.3%)、「手続きが煩雑でわかりにくい」(7.9%)、「登記コストが高い」(6.5%)、「税理士・公認会計士が就任してくれない」(2.6%)等である(実態調査37頁)。会社法施行後間もない時期の調査であって制度の理解が進んでいない状況にあったことを考慮に入れても、会社の側において、会計参与を導入する意向が乏しいことがうかがえる。

会計参与設置会社については、①信用保証協会の割引制度や②(1)で述べた金融機関の優遇商品があるが、その利用は低調である(実態調査37~39頁)。前者については、会計参与設置のコストに比べて割引率が低いため利用のメリットが少ないという問題がある。後者については、アンケート実施時点ではまだ十分に認識されていなかった可能性もある。それでも、そのような商品については、「金利の軽減」、「第三者保証の免除」、「無担保融資」等の要望があることも示さ

れており、今後活用されて行くか否かは魅力的な優遇商品の開発次第ともいえよう。

2. 税理士・公認会計士の会計参与に対する意識

次に、税理士・公認会計士に対するアンケート調査結果をみておきたい。アンケートに応じたのは、税理士が176件、公認会計士が71件である。両者の意見の傾向はほぼ似通っているため、ここでは税理士に対する意見をみることにする(実態調査40~41頁)。

アンケート調査に応じた会計参与の就任状況は図②のとおりである。

【図②：会計参与への就任状況】	
既に就任	5.7%
今後就任予定	6.3%
相談・依頼はないが、あれば就任	30.1%
相談・依頼はあるが、就任はしない	6.8%
相談・依頼はないが、あっても就任はしない	23.3%
相談・依頼はないため、就任を検討する必要がない	27.8%

図②をみると、既に就任しているか今後就任を予定しているものは少なく(合わせて12%)、相談・依頼があれば就任するとの意見もある(30.1%)一方で、就任を希望していないものも多い(30.1%)。

会計参与に就任した(またはしようと思う)理由には、「従来からの顧問で、会計の透明性が確保されていた」(50.0%)、「顧客からの強い要望」(28.4%)、「経営者の協力が得られる」(23.0%)、「会計参与としての権限や責任の範囲を明確化できた」(20.3%)、「リスクに見合った報酬」(2.7%)等が上げられている。つまり、就任先の会社の会計の透明性が確保されている等会社と税理士との間に信頼関係のある会社や、権限・責任の明確化や十分な報酬があること等が就任の理由ということができる。

就任を希望しない理由としては、「リスクが大きすぎる」(71.1%)、「報酬が十分に得られない」(35.8%)、「権限や責任の範囲が明確となっていない」(28.3%)、「中小企業のディスクロージャーが十分でない」(28.3%)、「必要な人員(税理士等)の確保ができない」(26.4%)、「経営者の協力が得られない」(13.2%)等を挙げるものが多い。

また、会計参与制度定着のために必要と思う取り組みは何かという項目については、「責任の範囲の明確化」(61.4%)、「金融機関による、会計参与設置会社向けの融資プログラムの整備」(29.5%)を求める声大きい。

これらのことを考慮すると、就任先の会社との間で信頼関係の高い会社につい

では会計参与に就任しているものの、リスク・責任と対価（報酬）の不均衡が就任を希望しない大きな理由となっており、今後この点の整備が会計参与制度普及のために必要だということになる。

（注 4）三菱総合研究所「『中小企業の会計についての実態調査』に関する報告（平成 19 年 3 月）」中小企業庁ホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp/>)。

（注 5）会社法は機関設計を大幅に柔軟化しており、会計監査人と会計参与を併存することも可能である（会社法 326 条 2 項。ただし、公認会計士である者が会計参与に選任されている場合には、当該会社の計算関係書類について監査をすることができないから、その者が当該会社の会計監査人となることはできない（同法 337 条 3 項 1 号、公認会計士法 24 条 1 項 1 号）。相澤哲ほか編著『論点解説 新・会社法一千問の道標一』（商事法務、平成 18 年）377 頁）。これは会計監査人がさらに外部監査をすることで計算書類の適正さがいっそう図られると考える会社にも配慮したのであるが、コスト負担面を考えると現実に併存させることは想定しにくいから、会計参与制度を利用するのは会計監査人を設置しない中小会社ということになる（落合誠一編『会社法コンメンタール(8)機関(2)』（商事法務、平成 21 年）363 頁〔浜田道代執筆〕）。

（注 6）会計参与を採用した中小会社を金融機関が金利面で優遇するといった取組みや会計参与が共同して作成した計算関係書類に基づいて（無担保の）融資を行う取組みについては、大久保拓也「会計参与制度の役割」日本法学 71 巻 1 号（平成 17 年）357～363 頁参照）。また、会計参与設置会社を対象とした融資商品を取う金融機関については、日本税理士会連合会ホームページ(<http://www.nichizeiren.or.jp/>)等を参照。中小企業経営者の側でも、「借入金額の優遇」、「金利の軽減」、「無担保融資」に対する要望は高い（実態調査 21 頁）。これは会社法に会計参与制度を導入した趣旨に合致するものといえる（弥永真生「会計参与」『会社法の実践トピックス 24』（日本評論社、平成 21 年）196 頁）。

三 「会計参与に関するアンケート結果報告」

次に、日本税理士会連合会「会計参与に関するアンケート結果報告（平成 21 年 4 月 15 日）」（以下、会計参与アンケートという）（注 7）を取り上げる。これは、日本税理士会連合会が平成 20 年 10 月から 11 月にかけて、税理士資格証明書取得者に対して行ったアンケート調査である。調査は、会計参与制度の普及推進を図るための情報収集を目的とし、郵送アンケートを行い、898 件送付した中で回収できた 474 件の回答を集計したものである（回収率 52.7%）。これは会社法施行から 2 年半の時点でのアンケートであるから、二で述べた実態調査より会計参与

制度に対する理解が一般的に広まっている時点での調査ということになる。

ここでは、会計参与として就任しているか否か、また就任先の会社の規模はどうなっているか、さらに、二で問題となっていた会計参与の報酬や責任はどうなっているか、についてみてゆくことにしたい。

1. 会計参与の就任会社数

まず、会計参与への就任状況であるが、このアンケート調査の対象となった税理士は会計参与に就任している者が多い。すなわち、就任しているのが83.4%、就任していないのは16.2%等である。

会計参与に就任した理由は、「関与先からの要請」(73.9%)、「自ら働きかけ」(27.6%)、「金融機関からの要請」(1.3%)等である。これに、会計参与就任企業の顧問税理士との兼任についての回答を照らし合わせると、顧問税理士との兼任が多いことから(92.7%。逆に兼任していないのは7.3%)、税理士の顧問先からの要請に応じて会計参与に就任していることがわかる。

次に、会計参与に就任している会社数をみると、1社(78.7%)、2社(12.9%)、3社(5.1%)、4社(1.0%)、5社以上(0.8%)等である。

これをみると、複数の会社にわたって会計参与に就任している税理士は多くはなく、1社か、せいぜい2社である。会計参与の業務に専念するためかもしれないが、顧問税理士に就任している会社の数は一般に複数社あると考えられるから、顧問税理士は顧問先の会社の中からかなりしばって会計参与に就任しているということになる。

2. 会計参与就任先の会社

1で述べたように顧問税理士が会計参与に就任している様子がかがえるが、会計参与への就任を要請した会社の規模はどのくらいであろうか。二1(1)で述べたように、財務経理担当者を置く会社であるのか、それを置かないより小規模の会社であるのか、が問われることになる。前者の場合、会計参与の関与のもとで同担当者が経理を担当できるのに対し、後者の場合には事業主が直接経理も行うか、財務経理部門を会計専門家に外注することになる。

これを示すものとして、就任先の会社の資本金や従業員の数をみておきたい。

まず、資本金をみると、300万円未満の極めて少ないものでは会計参与を設置する会社は少なく(4.6%)、逆に1億円以上の比較的規模の大きい会社でも設置するものは少なくなる(6.3%)。その間の規模の会社(特に1000万円以上3000万円未満(55.4%))で会計参与を選任することが多いということになる(注8)。

この規模の会社では従業員数もそれほど多くはない。10人未満(26.6%)、10人以上30人未満(37.0%)、30人以上50人未満(19.7%)、50人以上100人未満

(16.5%)、100人以上500人未満(11.6%)であって、500人以上の会社になると会計参与を採用する会社は少なくなる(1.5%)。やはり、財務経理部門を会計専門家(この場合は顧問税理士であろう)に外注している会社において会計参与が就任しているケースが多いと考えられる。

さらに、就任企業の創業年数との関係を見ると、創業10年未満の会社でも会計参与を導入しているところがあるものの(32.7%)、やはり創業年数30年以上の会社に多い(43.5%)。これは、積極的に会計参与制度を導入して会社の計算の信頼性を高め、1で述べた金利の優遇といった利益を享受しようとするものということになろう。

3. 会計参与の報酬・責任

ニ2で述べたように、会計参与の就任を希望しない公認会計士・税理士も多い。その理由として、リスク・責任と対価(報酬)の不均衡という問題がある。

特にリスク・責任が重い点については、①会計参与の会社に対する損害賠償責任(会社法423条1項)を一定額(最低責任限度額:同法425条1項本文)にとどめるための責任限定契約の締結(同法427条)と、②会計参与賠償責任保険(注9)への加入によってカバーすることが考えられる。また、③リスクに見合った報酬額へと増額することも必要になろう。

①について、アンケート調査によれば、まず会計参与契約に責任限定契約をつけたか否かについては、つけた(47.1%)ものにつけなかったもの(51.4%)が相半ばする。また、②について会計参与賠償責任保険への加入しているかについては、加入している方が少なく(12.2%)、8割以上は加入していない(87.3%)。このことから、上述の不均衡という問題は依然として残っているといえよう。

さらに、③の報酬についてであるが、1社あたりの月額会計監査報酬は、図③のとおりである。

5万円以下	39.7%
5万円超10万円以下	24.1%
10万円超20万円以下	13.9%
20万円超30万円以下	3.5%
30万円超40万円以下	1.5%
40万円超50万円以下	0.3%
50万円超	1.3%
無回答	24.1%

この報酬がリスク・責任と釣り合っているか否かについてはこの表だけからでは明らかではない。会計参与の義務である決算取締役会への出席(会社法376条)

以外でも、取締役会に出席する会計参加が多いこと(注10)等を考慮すると、リスク・責任の重さに比べて、相当な額の報酬が得られるのかどうかさらなる検証が必要となる。

(注7) 日本税理士会連合会「会計参加に関するアンケート結果報告(平成21年4月15日)」日本税理士会連合会ホームページ(<http://www.nichizeiren.or.jp/>)より入手できる(平成21年9月30日時点)。

(注8) 会計参加を採用する会社の資本金をみると、300万円以上1000万円未満(12.7%)、1000万円以上3000万円未満(55.4%)、3000万円以上5000万円未満(17.5%)、5000万円以上1億円未満(13.4%)である。

(注9) 会計参加賠償責任保険については、日本税理士会連合会ホームページ(<http://www.nichizeiren.or.jp/>)を参照。

(注10) 会計参加の取締役会への出席に関するアンケート調査によると、「決算取締役会のみ出席」(28.4%)するもののほか、「要請があった場合のみ出席」(53.4%)、「予定が合えば出席」(7.3%)、さらに「全て出席」(23.5%)というものもある。

四 実態調査と会計参加アンケート

以上2つのアンケート調査の結果から、次のことを見て取ることができる。

まず、実態調査からは、会社経営者側の意識としては、会計参加を導入する必要性がないとはいえないものの、「現状に問題がない」、「効果が予測しにくい」、「税理士等に依頼した場合の費用負担が予想しにくい」等の理由から、会社の側に会計参加を導入する意向が乏しいことがうかがえる。それでも、会計参加を設置した会社からは、金融機関や取引先からの信頼性を高めたいこと等積極的に活用しようとする姿勢がみられるところであり、会計参加設置会社について金融機関から低利での融資を認めてもらう等の魅力的なコンテンツの開発次第でその動向は変わるものと考えられる。他方、会計参加の担い手となる税理士側の意識をみると、リスク(責任)と対価(報酬)の不均衡が会計参加に就任を希望しない大きな理由と考えることができる。

会計参加アンケートでも実態調査と同様の傾向が示されている。すなわち、実際に会計参加に就任した者からの意見が多いが、会計参加に就任する会社を相当絞っており、就任を要請する会社(多くは中小会社)は相当数あるのであろうが、結局、受け取る報酬額とリスク・責任が釣り合うのか否かが問題とされている。

したがって、会計参加制度をさらに普及させてゆくには、この問題を解決しておく必要があるといえよう。

五 おわりに

以上本稿では、会計参与制度について、アンケート調査結果を踏まえ、なぜ普及しないかを検討してきた。

中小会社の多くは、市場を通じた直接金融による資金調達を予定せず、銀行等からの間接金融に依存している。このような会社では近時手形の利用が減少しているため、新たな企業ファイナンスへのニーズが高まっている(注11)。その一形態として、会計参与の活用が期待されている。すなわち、二1で述べたように、会計参与が計算関係書類の作成に関与することにより中小会社の財務体質が改善すれば、それを基に銀行等の金融機関が融資判断等の場面で会計参与設置会社を有利に取り扱うといった活用が考えられているところである。そのためには、会計参与を普及させるための方策を考察しておく必要がある。

その障害となるのが、二で述べた会計参与の担い手となる税理士の心情面、とりわけリスク(責任)と対価(報酬)の不均衡をいかに是正するかである。この問題について会社法上明文の規定は置かれていないが、その責任を限定する方法を考察することが今後の課題となろう(注12)。

(注11) その1つが電子記録債権である(これについては、松嶋隆弘「電子記録債権法の概説」会計・監査ジャーナル628号(平成19年)58頁参照)が、それだけで非公開型の株式会社(特にベンチャーのように将来市場を通じた資金調達を想定していない会社)における資金調達が十分であるとは考えられず、会計参与の活用が求められ余地はあると思われる。

(注12) これについて詳しくは、大久保拓也「会計参与制度の現状と課題—会計参与制度に関する実態調査を踏まえて—」日本法学75巻3号(平成22年)87頁参照。

以上